

労働基準広報 2019 No.1993

5/11

CONTENTS

特集 特定技能外国人材受入れのポイント ————— 6

入国前には報酬や労働条件の他 賃貸物件の情報提供などが必要

2019年4月1日から、改正入管法に基づく「外国人材受入れ制度」が施行された。特定技能の在留活動を行おうとする外国人を企業が受け入れる際には、原則として、技能・日本語試験に合格した外国人と受入れ機関が、特定技能雇用契約を締結し、1号特定技能外国人支援計画を作成し、これに基づいて1号特定技能外国人支援を行う（特定技能1号の場合に限る）など多岐にわたる要件がある。今回は、「特定技能外国人材受入れのポイント」についてみていく。

(編集部)

●労働判例解説/日本ビューホテル事件 — 22
定年退職後の再雇用で賃金額が約半額に
**定年前後の職務内容は大きく異なり
定年時より低額でも不合理ではない**
(平成30年11月21日・東京地裁判決)
(弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ⑥ — 40
**睡眠を削り、不規則・長時間勤務
に加え、出張先で死亡**
～販売部門の長が、深夜残業から早朝まで
長い拘束時間の末、過労で倒れる～
(労働評論家・飯田康夫)

●労務資料/平成30年 賃金構造基本統計
調査結果① ————— 42
～初任給～
大学卒20万6700円、高校卒16万5100円
(厚生労働省調べ)

●NEWS ————— 1
(厚労省・労働者の健康情報等の取扱規程例
示す)情報漏えい防止のための措置を詳細に
規定/ (30年賃金構造基本統計調査結果)所定
内給与は前年比0.6%増の30万6200円に/ (30
年6月1日現在の派遣事業の状況)派遣労働
者数は前年比14.4%減の約134万人/ほか

●相談です！ 弁護士さん ————— 33
相談17「もし社員が自殺してしまったら…」
～過労自殺と安全配慮義務の問題～
**会社内で過労死が発生すれば会社が
責任を負うことは多いと考えられる**
(執筆/弁護士・桑島良彰(札幌いぶき法律事務所))
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●本誌読者アンケート — 21 ●わたしの監督雑感
秋田・秋田労働基準監督署長 町田良則 — 54 ●労務
相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(21ページ)

労務相談室

回答者

賃金関係 [通勤手当を1年近くにわたり過払い] 差額請求は可能か ————— 48 弁護士・岡村光男
社会保険 [国民年金第1号被保険者が出産] 国民年金保険料の免除は ————— 50 特定社労士・丸島和恵
労働契約法 [来年5年を超えるパート等が数人] 無期転換ルール周知の必要は ————— 52 弁護士・山口毅

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内